

■ ときがわもみじ太鼓まつりを開催

埼玉県芸術文化祭 2022 地域文化事業「ときがわもみじ太鼓まつり」を開催します。県内各地で名演奏を展開する7団体が自慢の打奏を披露します。日本の伝統芸能である「太鼓」の鼓動を全身で感じてください。皆さまのご来場をお待ちしています。入場無料！

日時 | 10月16日(日) 11時～14時
(開場10時)

会場 | ときがわ町玉川トレーニングセンター
※駐車場が少ないため、路線バス・乗合タクシーをご利用ください。

問 生涯学習課 ☎ 65-2656



■ がん検診を実施します

■ 胃がん検診 (700円) ■

対象年齢 | 40歳～79歳

日時 | 11月20日(日)、21日(月)、22日(火)
8時～10時

検診をご希望の方は、9月30日(金)までに下記へ電話かメールでお申し込みください。

問 保健センター ☎ 65-1010

✉ small-change@town.tokigawa.lg.jp
(Eメールでお申し込みの場合は、①検診名 ②住所 ③氏名 ④年齢 ⑤電話番号 ⑥希望日を必ずご記入のうえ、お申し込みください)

■ 令和4年度 七歳児祝

町内在住の七歳児を祝い、健やかな成長を祈念する式典です。

日時 | 11月12日(土) 13時30分から受付
【式典】14時
【写真撮影】14時30分
【記念公演】14時50分

会場 | ときがわ町文化センター
(アスピアたまがわ)

対象 | 町内在住で令和5年度に小学校へ就学する予定の方(平成28年4月2日から平成29年4月1日生)

問 生涯学習課 ☎ 65-2656

■ 令和4年度 二十歳を祝う集い(成人式)

二十歳の門出を祝福するとともに、輝かしい将来を祈念する式典です。

日時 | 令和5年1月8日(日) 10時から受付
【式典】10時30分

会場 | ときがわ町文化センター
(アスピアたまがわ)

対象 | 平成14年4月2日から平成15年4月1日生の町内在住の方、または町内中学校卒業者で町外在住の方

問 生涯学習課 ☎ 65-2656



■ 第20回 比企都市人権フェスティバル

さまざまな人権問題への理解や関心を深めるため、今年度はときがわ町を会場に比企都市人権フェスティバルを開催します。オンラインでも視聴することができます。参加費無料、手話通訳があります。詳しくは町HPをご覧ください。



日時 | 11月19日(土) 9時30分～13時

会場 | ときがわ町文化センター (アスピアたまがわ)

内容 | ・講演会【講師】^{やぶもとまさこ} 藪本雅子さん(元日本テレビアナウンサー/記者)
【テーマ】報道(メディア)と人権
・オープニングセレモニー、作品展示ほか

定員 | 【会場】110人
【オンライン】110人



申込み | 電話、FAX、HPから事前の申込みが必要です。ときがわ町役場総務課自治人権担当へ10月17日(月)までにお申し込みください。

問 総務課 ☎ 65-0401 FAX 65-3631

■ 就業構造基本調査にご協力を

総務省では、就業構造基本調査を、10月1日現在で実施します。

この調査は、日本の就業・不就業の実態を明らかにすることを目的として、統計法に基づき実施する、国の重要な統計調査です。調査結果は、雇用政策、経済政策など、国や地方公共団体における各種行政施策の企画・立案のための基礎資料として活用されます。

調査の対象となった世帯には統計調査員が伺います。パソコンやスマートフォンを使って、簡単にインターネットで回答することが可能ですので、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

※就業構造基本調査により集められた情報は、「統計法」により厳重に保護されます。

問 企画財政課 ☎ 65-0404

■ マイナンバーカードのための特別開庁を実施します

平日の開庁時間以外でもマイナンバーカードの手続きができるよう、休日に特別開庁を実施します。

※事前に電話でご予約をお願いします。

※特別開庁時は、住民票等の証明書の発行、転出入等の住民異動など、通常の業務はできません。

日時 | 9月11日(日)、10月8日(土) 9時～12時

内容 | マイナンバーカードの申請(申請用写真撮影を含む)、マイナンバーカードの受領、電子証明書の更新

【申請の予約】企画財政課 ☎ 65-0404

【受領・電子証明書の更新の予約】
町民課 ☎ 65-0812

■ 2023年版 埼玉県民手帳を販売します

販売期間 | 10月14日(金)～12月16日(金)

価格 | 550円(税込)

カラー | ネイビー、パールグリーン

規格 | 14×9cm

販売場所 | 会計室(本庁舎1階)
観光推進室(第二庁舎1階)

問 企画財政課 ☎ 65-0404

■ 社会保険加入の範囲が拡大します

10月から、従業員数が101人～500人までの勤め先で以下の条件を全て満たす方は社会保険に加入できるようになります。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 月額賃金が8.8万円以上
- 2か月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

詳しくは厚生労働省のHP「適用拡大特設サイト」をご確認ください。
<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>



今月の納税

国民健康保険税	第3期
後期高齢者保険料	第3期
介護保険料	第3期

納付期限は9月30日(金)です。

口座振替をご利用の方も同日が振替日ですので、残高不足にご注意ください。残高不足などにより口座振替ができない場合は現金納付になりますのでご注意ください。
問 税務課 ☎ 65-0811